○政治資金適正化委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十三日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三〇九一	小平　茂	二七、六、一二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五一六	高橋　寿克	二七、六、三〇	本人からの申請

○外務省告示第二百六十四号

平成二十七年七月十日にダカールで、カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十三億四千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　北原隆在セネガル大使

セネガル側　アマドゥ・バ経済・財政・計画大臣

平成二十七年七月二十三日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十五号

平成二十七年七月九日にアビジャンで、コートジボワール共和国における小型武器及び軽兵器拡散規制並びにコミュニティ治安能力強化支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　小型武器及び軽兵器拡散規制並びにコミュニティ治安能力強化支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億三千万円

3　署名者

日　本　側　川村裕在コートジボワール大使

国際連合開発計画側　ババカール・シセ在コートジボワール事務所代表

平成二十七年七月二十三日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十六号

平成二十七年六月三十日にネーピードーで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十七年七月二十三日　外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十億三千三百万円（五、〇三三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、中小企業金融強化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ミャンマー連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

借款は、計画に基づきミャンマー連邦共和国政府が参加金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　(1)　借款の一部は、ミャンマー連邦共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

6　ミャンマー連邦共和国政府は、4(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

7　ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあいかなる制限を課することも差し控える。

8　4(1)に規定する役務の供給に関連してミャンマー連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

9　(1)　ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の供給から生ずる所得に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(c)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(d)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(e)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のためコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(2)　ミャンマー連邦共和国政府は、コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての商業税を負担する。

10　ミャンマー連邦共和国政府は、借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。